

平成23年度第7回年金業務監視委員会

平成24年1月11日

【郷原委員長】 定刻となりましたので、ただ今より平成23年度第7回年金業務監視委員会を開催いたします。

なお、草野委員につきましては、本日、所用のため欠席されております。

本日は、第3号被保険者不整合記録問題に関する調査会議における調査結果について、御報告いただくとともに、社会保険事業運営費に係る平成24年度予算案について、厚生労働省及び日本年金機構からヒアリングを行います。

また、本日は御多忙の中、辻厚生労働副大臣に御出席いただいております。

それではまず、第3号被保険者不整合記録問題に関する調査会議における調査結果について御報告いただきます。この調査会議の議論の経過については、当委員会においても何度か御説明いただきました。昨年の12月28日に当該調査会議の報告書が公表されました。調査会議が設置される際に、当委員会において、大塚前厚生労働副大臣から「調査結果は当委員会にしっかりと報告させていただく」との御発言もいただいております。本日はその結果について厚生労働省から説明していただきます。

それでは、お願いいたします。

【辻厚生労働副大臣】 厚生労働副大臣を拝命しております辻泰弘でございます。よろしくお願いいたします。

平素より皆様方におかれましては、厚生労働省及び日本年金機構の行います年金業務に対しまして御指導、御助言をいただいておりますこと、この場をお借りいたしまして御礼申し上げます。

本日の議題でございます国民年金の第3号不整合記録の問題に関しましては、かねがねこの委員会から様々な御助言、御指導をいただいていたところでございます。この問題につきましては、厚生労働省といたしまして、昨年11月、いわゆる主婦年金追納法案を閣議決定をいたしまして、国会に提出をいたしたところでございます。法案の内容や経緯につきましては、前回のこの委員会で御報告をさせていただいたところでございます。

同法案の作成過程におきましては、私が座長を務めました民主党のワーキングチームの会議の場で、本委員会からちょうだいいたしました意見書を資料として提出、配付させ

ていただいた上で、総務省からヒアリングを受けさせていただいて、それも踏まえた上で様々な議論を重ねて最終的な法案に至ったところであり、現在、国会で継続審議となっているものでございます。

同時に、厚生労働省といたしましては、第3号不整合記録の問題が生じた発生の原因と背景を明らかにすることによって、年金行政、年金業務の適正化と同種の問題の再発防止を図ることを目的といたしまして、昨年6月、第3号被保険者不整合記録問題に関する調査会議を設置いたしました。

この会議は、外部有識者として、弁護士2名、行政学、社会保障の専門家にそれぞれ1名御参加をいただきまして、昭和61年の第3号被保険者制度の創設、その後の運用改善等の変遷、及び平成22年から23年に掛けてのいわゆる運用3号の課長通知を出すに至った経緯の二つの点から調査を進めてきたところでございます。

途中の経過につきましては、昨年7月と10月に事務局より本委員会に報告をさせていただいたところでございますが、昨年12月28日、最終的に第3号被保険者不整合記録問題に関する調査会議報告書として取りまとめをいたしたところでございます。

つきましては、報告書の概要につきまして事務方から御説明をさせていただきます。

【棚橋事務局長】 事務局長の棚橋でございます。私のほうから、お手元にお配りしております資料に沿いまして簡単に御説明をさせていただきたいと存じます。

お手元には、説明資料1-1といたしまして、報告書の概要をA4で3ページにまとめたものがあるかと存じます。それから、説明資料1-2として報告書本体、それから、これは一体のものでございますが、別刷りとして、この報告書の参考資料集がお手元にあるかと存じますので、基本的にはこの説明資料1-1の概要に沿いまして、時々、ほかのものも御参照いただきながら御説明をお聞きいただければと思います。

それでは早速でございますが、まず、この概要を御覧いただきますと、1番と2番につきましては、ただ今、辻副大臣のほうから御説明させていただいた内容でございます。

それで、資料集の3ページに資料2といたしまして、この調査会議の活動状況をまとめてございます。

それで、次の4ページ、資料3があるかと思いますが、ここで、この半年間の調査会議におきまして、まずは文献の調査によって事実の解明を図ったわけではありますが、更に書面調査並びにヒアリング調査を実施してございます。どんな形で実施したかがこの1枚にまとめてございますので、御覧いただければと存じます。

それでは、報告書の中身の説明に入らせていただきます。もう一度、概要にお戻りいただきまして、「3. 報告書の概要」というところでございます。辻副大臣からも御説明させていただきますたとおり、当調査会議といたしましては、事実認定に関しましては大きく2点でございます。

一つが「(1)第3号被保険者制度の運用・改善等の変遷」ということで、簡単に申し上げれば、今回問題となりました、いわゆる3号の不整合記録が大量に発生していることが判明したわけではありますが、それがなぜ制度発足以来生じてきたかの背景について事実認定したものでございます。

それから、概要の2ページをおめくりいただきますと、「(2)『運用3号』に至る経緯」ということで、この大量の不整合記録が判明したことを受けて、当時の厚生労働省年金局並びに日本年金機構においてどういう検討をし、運用3号の課長通知を発出するに至ったかというところの事実認定を行っているということでございます。

それではまず、1ページにお戻りいただきまして、(1)の昭和61年以降の流れでございますが、この概要の文章に入ります前に、恐縮ですが、もう一度、資料集の5ページ、資料4となっている年表を御覧いただきたいと存じます。これで御覧いただいたほうが流れが分かりやすいかと存じますので、これでまず御説明をさせていただきます。

第3号被保険者制度は昭和60年改正でできました制度でございまして、61年4月からスタートいたしております。3号の記録を正確に管理していくと、何十年にもわたります。まず被保険者の期間が60歳までであるわけでございますね。65歳から基礎年金で裁定を受けて出るわけでございますが、長年にわたって3号であることの正確性を確保するのは実務上かなり難しいという認識は、この制度を最初に企画・立案した者の中でも、制度発足時から既にあったということでございます。

そして、具体的な取組でございますが、昭和63年度からということで、「種別変更の届出勧奨開始」と書いてございます。この種別変更と申しますのは、国民年金の、いわゆるサラリーマンの被扶養たる妻が3号ですが、これが1号に変わる場合と2号に変わる場合があるわけですが、これが種別変更でございます。今回のこの問題に即していえば、まさに夫が2号でなくなった、サラリーマンではなくなった場合には1号になりますし、御本人の収入が一定額を超えますと、3号の、被扶養の条件が外れますので1号になるわけですが、そういった際の届出の漏れがかなりあるであろうということで、勧奨するということが63年度から始まっております。

そこに書いてございますとおり、最初の頃の届出勧奨と申しますのは、1年間のうちの
ある特定の日、時点の記録について、その御本人、3号である妻の記録とその時点での夫
の記録が2号と3号でしたらこれは正しいんですが、夫が例えば脱サラをして1号になっ
ていたとしますと、これは不整合ということになるわけですが、そのような突合をすること
によって、不整合となっている方に勧奨状を出したという手続でございます。

その後、平成7年3月に通知が発出されておりますが、これはそのときの法律改正によ
りまして、平成7年度と8年度の2か年の時限措置といたしまして、本来3号なのに3号
となった旨のお届けがないがゆえに保険料納付済期間として扱われていない、その結果、
年金額が将来下がるわけでございますが、そういう方に対する特例届出という制度が時限
で設けられました。そのための勧奨をしなければならなかったわけでございますが、その
際に、その下に「勧奨対象者」と書いてございますとおり、①は今言った3号特例に該当す
方ですが、②のとおり、実態は3号でないのに記録上3号になっているままで不整合の
方についても、あわせて勧奨を行っているところでございます。

そして、一つ飛んでいただきまして、同じ年の8月にまた通知が出ておりまして、この
ときに、3号不整合の方についての届出勧奨の仕方を変えてございます。それ以前は1年
のうちの1回、特定の時点だったんですが、このときからは配偶者の、夫が2号でなくな
ったという情報を基に、その都度、勧奨する。それを月単位で毎月やっていく。そういう
形になってございますし、その下に「対象者の拡大（政管健保情報の活用）」とございま
すが、これは、先ほど申しましたとおり、3号の方が3号でなくなる場合の一つとして、被
扶養でなくなる場合があります。年金法上の被扶養と医療保険法上の被扶養は同じ取扱い
にしておりますので、政管健保、医療保険で被扶養でなくなったという情報は、当然、社
会保険庁で政管健保は管理して情報を把握しておりますので、その活用ということも新
たにやっているということでございます。

それから次に、一つ飛んでいただきまして、平成10年3月にまた通知が出ておりまして、
このときには、勧奨状を出してもお届けのない方については、「第1号被保険者として早期
に適用を行い、納付書を送付することに努めるよう」という通知が出ていますが、これはい
わゆる職権適用と言われているもので、お届けのない方については行政の側で1号として
記録を変えてしまう、種別変更を行政の側でしてしまうということでございますが、そう
いうことに努めるということになっておりますので、強制的にやれということではありま
せんが、努力義務としてこういうことを通知でうたっております。

その後、ずっと飛んでいただきまして、平成12年12月に会計検査院の年度決算検査報告におきまして、この3号不整合記録の問題の指摘を受けておりますし、それから、平成16年12月に総務省の行政評価・監視の中で、先ほど御説明した平成10年3月の通知をもってスタートしております職権適用について、この時点では実施主体が市町村から社会保険事務所に変更になってございますが、実施が不十分であるという御指摘を受けまして、それを受けて、その翌年度、平成17年度からは職権適用を全国的に、統一的にやるという形になった。これがざっとした流れでございます。

それに基づきまして、もう一度、概要のほう、説明資料1-1の1ページの3の(1)を御覧いただきますと、最初の丸に書いてございますことは、先ほど触れさせていただきましたが、制度発足当初から、3号の記録を正確にフォローしていくというのはなかなか難しいということは認識されていて、チェックシステムを検討していたと書いてございますが、このチェックシステムは、今、年表で御説明をいたしました届出勧奨あるいは職権適用のことが、既にこの発足当初から検討されていたということでございます。

その次の丸は、今、年表で御説明したことでございますので説明を割愛させていただきますが、その二つ目の丸の二つ目の黒ポツを御覧いただきますと、平成7年度に特例届出とあわせて行われた勧奨の際に、「約62万人の記録が訂正されたと推定される。市町村からは、当時徹底的に取り組んだとの情報もあった」という記述がございますが、これは参考資料集の59ページをお開きいただけますでしょうか。

59ページを御覧いただきますと、表題に「不整合記録の訂正年度別状況（粗い推計）」という表があるかと存じます。これはあくまで推計値でございますが、この不整合記録が既に訂正されている方について、何年に訂正されたのかを推計したものでございます。その一番右の欄を御覧いただきますと、「受給者プラス被保険者等」とございます。その平成7年度、8年度、9年度の3か年を御覧いただきたいのですが、これを合計いたしますと、概要に書きました約62万人という数字になります。

その欄の一番下を御覧いただきますと、約117万6,000人となっておりますが、平成22年度までで訂正済みの方全体が117万6,000人、これに対して、今申しました平成7年度から9年度の3か年で62万人でございますので、半分以上の方、52%の方はこの3か年で訂正されております。

そういう意味で、今回の調査会議で市町村の方からも御意見を伺いましたが、概要に書きましたとおり、当時、少なくともこの3か年については、その過去分も含めて相当徹底

的にやったという御意見や御指摘もいただいているところでございます。

それでは、もう一度、概要に戻っていただきまして、概要の1ページの三つ目の丸でございますが、「裁定請求審査時の取扱い」ということで、先ほど申しましたとおり、年金をもらうためには裁定請求を国民の方にしていただくわけですが、今の表にもありましており、今回判明したのは、受給者にもかなり不整合があるわけでございます。

これは、ひとえに裁定審査時のチェック漏れであるということが言えるわけですが、これについても今回調べましたところ、裁定請求審査時のマニュアルが整備されたり、あるいは都道府県単位で審査事務が1か所に集約化されるということが進みますのは、あくまで平成18年度以降でございまして、それ以前につきましてはどうしても見落としが発生しやすい体制であったということは否めないという評価になってございます。

ただし、私ども調査会議としては、裁定請求審査時になって、受給直前になって遡って何十年も前の記録訂正をするというのは、やはり本来例外であるべきであろうと思います。もう既に御案内のとおり、保険料については2年の消滅時効がございますので、10年前、20年前が本当は1号だった、つまり、保険料を納めなければならなかったと。しかし、時効なので、今更納められないわけですね。そういう意味で言いますと、やはり、そういう制度の仕組みを前提とすれば、そこにありますとおり、むしろ被保険者期間においてなるべく短期に記録管理をきちんとしていくべきではないかという指摘をしてございます。

では、おめくりいただきまして、次に、今回のこの大量の不整合記録を発見したことを基にいたしまして、どう対応策を考えたかという、運用3号の問題について御説明をいたします。これは、一昨年、平成22年1月に、その前年の平成21年11月から12月に掛けて、OBを含めて、当時の全ての社会保険庁の職員に対してアンケートを実施してございます。

その結果の中で多くの指摘があったわけでございますが、そのうちの一事項として、この不整合記録の問題の指摘がございました。また、偶然と申しますか、日本年金機構にこの1月でちょうど切り替わるわけですが、たまたまその当時、システム刷新の関係からデータベースの調査をいたしております。そのデータベースの調査をする過程で、第3号被保険者の不整合記録が約103万件あるということが、たまたま発見されたわけでございます。

それを受けまして、年金局のほうで対応策の検討が始まったわけでございますが、2月17日に年金局長以下で会議を開いております。その際の経緯をここでは比較的丁寧に記述してございます。会議に掛けられました担当課の案、もともとのペーパー上の案は、不整合記録を持つ受給者については不整合記録を探索しない、それから、被保険者については

探索をしてきちんと正しい記録に直す、こういう案でございました。

それに対していろいろな議論があったわけですが、そこに簡単に記述してございますが、御案内のとおり、この年金記録の問題は以前から何年か問題になっている問題でございまして、この問題は職員アンケートの指摘が一つの発端でございまして、文脈としてやはり年金記録問題という捉え方がされてございます。

そうなりますと、やはり、それ以前のいろいろな年金記録問題と同様に、迅速に対応する必要があるということが一つ、それから、受給者あるいは被保険者のサイドに立って解決をする、いわゆる救済ということですね。救済ということにやはり力点が置かれている。また、その救済に力点が置かれる背景として、行政の側の対応の不十分さということが、この問題についても他の年金記録問題と同様にクローズアップされたということがございます。

また、そこにありますとおり、長時間放置しておいて、突然記録訂正をするというのは、やぶから棒ということでございましょうか、信頼保護の観点から懸念がある等々、いろいろな指摘があって、結果としてこの原案は却下されまして、問題となります運用3号と同じ案がこの2月17日の会議で結論として得られているということでございます。

その際に、やはり、この運用3号を通知でやるわけですが、運用で解決できるというのは通知でやるということでございますが、後々議論となりますが、一方で、法的措置が必要となる方策があるわけですね。カラ期間とか、あるいは追納とか、未納分について、先ほど言いました2年の原則を超えて追納を認めるという、そういったものは法的根拠が必要になるわけですが、当時の議論に参加した職員は、そういった方策を無意識のうちに検討対象から排除していた。そういうことかと思えます。

そして3月27日に、これは土曜日でございますが、当時は年金の様々な問題については定例的に土曜日に会議があったと承知しておりますが、その際に当時の御担当の政務官に説明をし、了承を得、それから、その日は大臣はたまたま途中で退席されましたので、週明け3月29日の月曜日に年金記録回復委員会に提出する案としての運用3号の案について大臣に御説明をし、了承を得ています。その際に、この2人の政務の方に対するヒアリングの結果としては、やはり、お2人とも役人の説明を受けて、行政に落ち度があると感じて了承したということですね。

それから、このときの模様を申し上げれば、これだけを大臣に諮った、あるいは政務官に諮ったわけではなくて、3月29日に行われます年金記録回復委員会の案件その他、いろ

いろいろな案件をまとめて相談をされていたということでございます。

そして、同日の夕方開かれます年金記録回復委員会にこの年金局の案が諮られました。その際にはいろいろな意見が出されておりますが、基本的には、特にこの段階では委員の方から明確に反対であるという意見はなかったということで、最終的に委員長のほうから、「不承不承ではあるが承認としてよいか」という取りまとめが行われています。

その後、この問題については年金記録回復委員会ではずっと議論がなく、12月になりまして、12月15日に通知を発出しておりますが、14日、前日に通知案が示されて了承を得ている、そういうことでございます。

時間の関係がありますから、そのぐらいにさせていただきます。

報告書本体では、(1)、(2)についていろいろな問題点を評価として指摘してございますが、(3)を御覧いただきますと、総括的な評価ということでまとめた評価をいたしております。

①でございますが、約103万件、その後精査した新しい推計によりますと、97.4万件と訂正されておりますが、この膨大な数の不整合記録保持者が生じた原因は、一つは、当然、届出を意図的に回避する方がいらっしゃる。これは今回の調査会議で委員の方からも指摘がございましたし、市町村からのヒアリングでも指摘がありました。意図的に逃れる方がいる。これは事実なのでございますが、それ以外にやはり、昭和61年以降の第3号記録の管理に様々な不備があったということでございます。

先ほど御説明をいたしました届出勧奨の仕方に穴があったとか、職権適用を全国的に、統一的にやるのが相当遅れたなど、振り返ってみれば、様々な不備があったということです。

それから、問題の全体像が把握されることなく、対応策の効果が限定的であったということや、不整合記録が97.4万件あるということは、今回の件で平成22年以降明らかになったことでありまして、不整合記録がどれだけあるかということは、それ以前には数量的には把握していないわけです。そういうことで、原因が旧社会保険庁の年金記録管理体制の不備にあることは確かである。

一方、平成22年1月以降、年金局と日本年金機構は、不整合記録保持者の記録訂正に伴う不利益の回避や迅速な対応を重視するあまり、法律改正を必要とする措置を検討対象から除外し、その次がまさにこの年金業務監視委員会の意見書で御指摘を受けた点、あるいは国会でも問題になった点でございますが、正規の届出等の手続をとった者との公平性に

について十分に考慮されていなかったということでございます。その結果、いわゆる運用3号の取扱いの実施により、かえって信頼が問われかねない事態を招くこととなった。

このような反省を踏まえまして、②ですが、年金記録の正確性の確保は国民一人一人の老後の生活設計や財産権に影響する問題であることから、年金行政あるいは年金業務の企画立案に携わる者は最善の解決策を導くために、多面的に検討を尽くすことの必要性を再認識すべきである。具体的には、個々の問題の本質を正しく把握し、今回の件でも、もう少ししっかりと分析をしていれば、結論はまた違っていたかもしれないわけです。そういう意味で、まずは問題の本質を正しく把握し、そして関係者の多様な意見を聴取する機会を設けることにより、法律改正による対応も含め、考え得る複数の案のメリット・デメリットを熟慮した上で実施に移すという丁寧なプロセスが求められるということで、具体的な報告書ではもう少し丁寧に書いてございますが、総括的に言えば、こういうことであろうと思います。

今言った②のことを踏まえまして、「(4)年金行政・年金業務の適正化に向けた今後の取り組み」ということで、基本的な方向性のみでございますが、5点ほど指摘をしてございます。

まず第1点でございますが、運用3号のような制度の趣旨と関わりがある問題に対する対応策については、この問題は他の年金記録問題とはやはり質的に異なる面があったということですね。そういうものについては、制度面からの検討も十分行うべきであり、社会保障審議会にも諮ることや、それから、パブリックコメント制度を活用するなど、より幅広い関係者を含めた議論を行うことが必要である。

第2点として、やはり、現場の実態把握を起点とする業務改善サイクルを恒常的に稼働すべきであるということで、今回も市町村の方からは「市町村は一生懸命取り組んでいたのに、何か十把一絡げに行政の対応が悪かったからこういう救済のための運用3号をとったと言われるのは心外である」という御意見もちょうだいしております。そういう意味で、やはり市町村、事業主、社会保険労務士等、まさにこの年金行政に直接関連される方の意見もよく聞くべきではないかというのが第2点です。

第3点は、組織部内の問題でございますが、企画立案するセクション、事業を実施するセクション、それからシステム関係のセクション等々、部門間の連携を強化するということがやはり大事であろうということでございます。

それから4点目は、財政面のサイクルを考慮すれば、記録の誤りは2年以内に訂正して

いくことを基本とした運用が望ましいということで、ここで申し上げているのは、先ほど言いましたとおり、そもそも扶養かどうかの認定というのは年月がたつとなかなか認定しづらいんですね。御本人も証明しづらいというところがあって、そういう意味からいっても、やはり短いほうがいいんですが、ここで言うておりますのは、制度上、3号被保険者の分については拠出金という形で拠出します。これの精算が2年後に行われます。精算をするということは、その時点でのそれぞれの保険者の抱えている第3号被保険者の数に応じて拠出金の額が決まるわけでございますので、そういう観点からここでは指摘しているわけでございます。

それから最後に第5点といたしまして、資格記録の管理、それから裁定請求の審査等の事務処理上の問題については、常に精査し、具体的な改善策を講じる体制を強化する必要があるということで、やはり実際にうまくいっているのかどうか、現場でどのような問題があるのかは常に把握して、常に業務の仕方を改善していくという姿勢をとることが必要であろう、そういう意味でございます。

以上です。

【辻厚生労働副大臣】 以上が報告書の概要でございます。厚生労働省及び日本年金機構といたしましては、今後、この報告書における指摘や今後の取組についての提言をしっかりと踏まえつつ、適正な年金行政、年金業務の推進に努めてまいりたい、このように考えているところでございます。ありがとうございました。

【郷原委員長】 ありがとうございます。

それでは、今の説明について御質問あるいは御意見がございましたら、御発言をお願いします。

【岸村委員】 ありがとうございます。

どうしても気になるのは、意識的に届け出なかった方がいるということと行政の責任というのが両方併記するような形なんですけど、基本的にこの制度で、裏返せば、きちんと届け出た方が95%ぐらいいるということも数字の上で明らかでして、そのことからすると、あらゆる制度の中で95%の方がきちんとおやりになっているということは、このように、5%に対して落ち度があったというような言い回しで強く言いますと、他の市町村が担っている行政でもいろいろな部分で100%に至らない問題はたくさんありまして、では、その部分は行政の責任なのか、では、そこに何か別の救済の視点を持ったことを講じるのかと、常にセットのように求められるおそれがあるという意味では、この部分の書き込みに

については、我々としては少し気になっているところなんです。

前回も、行政の責任に市町村が含まれているのかどうかというような質問をさせていただいたときに、いや、ストレートにそうはなっていない、当時の社会保険事務所だ、社会保険庁だというような発言もあったんですが、総体で見ると、ここで市町村も相当な責任があるんだというようなことで読めますので、そういう意味では、市町村現場としてはこれをそのまま読むと若干リアクションがあるのではないかなということを懸念しております。

以上2点です。

【棚橋事務局長】 私からお答えさせていただきます。

申し訳ございません。むしろこの報告書に書いてあることは、例えば、時間の関係で省略いたしましたが、届出勧奨の仕方、ピックアップの仕方が不十分だったということです。特に、最初のうちは年に1回、ある日をもって行いました。

例えば、10月31日現在で夫の記録と合わせると不整合だとします。しかし、例えば、3月に脱サラして一旦夫が1号になる。また6月か7月にもう一度就職すると2号に戻ります。そうすると、その間の妻は3号から1号になっていなければいけないので、本当はこの間は不整合となります。1号のはずなのに、3号のままであると。しかし、これは抽出できないわけですね。10月31日時点では、もう夫は再就職して、また2号になっていますから、記録上はその妻が3号で何もおかしくないわけです。

一例として、そのような届出勧奨の仕方に不備があったということを記述しているのであって、それをもって市町村の責任ではございませんということかと私は理解しております。

それから、先ほど年表で御説明しました、参考資料集5ページの資料4の平成10年3月の通知で、勧奨しても届出に応じてくれない人について早期に適用を行うよう、これは職権適用という意味ですが、職権適用をやるように市町村を指導することを都道府県あてに通知しています。つまり、この時代は職権適用をするのは市町村なんです。

今回、調査会議としては、では、この通知に基づいて全国の、当時3,300ほどあった市町村の何割ぐらいが、勧奨しても届出のない人に対して職権適用しているかを把握したかったんですが、記録が残っておらず、定量的に事実関係を押さえられませんでした。そのようなこともあって、今の委員の御指摘は大変よく分かるんですが、調査会議としては、市町村がどの程度やっていたか、要するに全ての市町村がきちんとやっていたかどうかとい

うことを言い切るほどのエビデンスが把握できなかった、そのように御理解いただければと思います。

【辻厚生労働副大臣】 私からも申し上げますが、やはり、そもそも第3号被保険者の問題は昭和61年の基礎年金発足当初に遡ると思いますが、まだそのときは主婦の年金権を確立するという一つのテーマがあったわけですが、しかしながら、この資料1－2の報告書の3ページにございますように、当時の年金局長が、「被保険者の雇用関係と同時に身分関係もしっかり把握しておかなければ非常に不公平になります」、「運営、事務処理の面では非常に難しい問題です」という認識を当初から持っておられたにもかかわらず、その部分についてしっかりとした体制がとられず、またそれについて改善をしていく計画などを持たないまま制度が発足してしまったと。今日的に見れば、制度発足当初から不備があったと思わざるを得ませんし、その後の改善も極めて微温的なものでしかなかったということだと思っております。そういった意味における行政の責任といえますか、当初からそれがあったと。制度的に不備なものであったと私はそのように思っております。

それから、95%の数字は、ある特定のときにとったもので、必ずしも全体を示しているものではないということはあるとき説明しておりますが、説明をお願いします。

【中村事業管理課長】 今、御指摘があった95%という数字は、61年の制度発足以来、これまで3号から1号に切り替えられた方の推計数字と、現在、不整合で残っている方の割合で申し上げている数字から報道等で取り扱われている数字でございますが、その中には、旧社会保険庁の取組、まさに勧奨や職権による種別変更等によって手続をされた方も含んでの数字だということを、今、辻副大臣が補足的に申し上げたということでございます。

【吉山委員】 御説明ありがとうございました。

平成21年11月から12月に掛けての旧社会保険庁の職員の方々のアンケートでこの大きな問題が発覚したわけなんです。その後、日本年金機構になってからアンケートというものはとっていないのでしょうか。あと現場の声を聞くというシステムは確立なさっているのでしょうか。

【薄井副理事長】 このような形のアンケートは機構発足のときに旧社会保険庁職員に対して行いましたが、その後も現場の声を捉まえて仕事をしていくということは極めて大事だと考えています。そういう意味では、幾つか方法がありますが、職員から様々な提案をしてもらう。それから、理事長への声というか、直接の声も出してもらう。これらは個

人からということになりますが、組織的にもブロック本部なり、あるいは年金事務所から本部へ対する現状要望などを出してもらうというふうな仕掛けを入れてあります。

それから、現場の実態を把握するという意味では、本部の部長クラスを何名か指名して、何人かの事務所長から、現場の状況がどうなっているかというときはすぐに聞けるようにするなど、今申し上げたこと以外にもございますが、そのような仕掛けを使って、現場と本部との間の意思疎通というか、実態を踏まえた運営の基本設計ができるように、こういう取組をいたしているところでございます。

【郷原委員長】 私の方からお伺いしたいんですが、政務としては行政に落ち度があると感じたので、このような運用3号という扱いも致し方ないと考えられたということなんですが、基本的にこの年金の問題というのは、年金保険料を払っている人から頂いているお金を年金として公平に支払っていくということが求められている。それが行政に落ち度があった場合には、保険料の支払が不公平になってしまうという結果をもたらすわけですね。

そのような落ち度があったときに、行政に落ち度があれば、通知などで何かいい加減にやっていたということでは本来ないと思うんですよね。行政に落ち度があったのであれば、どこにどういう落ち度があったのかということをはっきりと明らかにして、それに対してどうするかということについて国民に意見を求める、事実を開示するということが本来必要だと思うんですが、ここに書かれている、政務としては行政に落ち度があると感じたから、これで致し方ないと思われたというところが私はどうも理解できないところがあるんですが、そういう政務の考え方というのはどういうところにあるのかをお伺いしたいんですが。

【辻厚生労働副大臣】 どういうところにあるのか、これは当時の政務の方がそのように思われたということであって、それを私がどうだということもありません。率直なところ、そのときの政務の方々にヒアリングをして、率直にそのようにおっしゃっていただいたということでございますので、当時の政務としてそのように政策判断をされたということであって、その辺りの経緯は分かりません。

【郷原委員長】 いや、政務のほうとしては一般的にそのように考えられる傾向があるのか、このときの政務の方々がたまたまそういう考え方をされたということなのか。一般的には、行政に問題があれば、それによって受給者側に不利益を負わせることはできないということになると思います。ところが、年金の問題というのはそうではなくて、国が賠償金を払うというふうなことではなくて、結局その配分の問題になるわけです。

ですから、そこで政務の考え方にやや問題があったんだとすれば、今後そのように考えないようにしていただかないといけないということも一つの反省点になるのではないかと
思うんですが、その辺りをお伺いしたかったんです。

【辻厚生労働副大臣】 委員長がおっしゃることは御指摘として本当に大事なポイントだと思っておりますので、もちろん今後そのようなことがないようにといたしますか、そういうようなことが状況として発生すること自体が考えるべきことではありませんが、いずれにいたしましても、しっかりと捉えていかなければなりませんし、もちろん行政に落ち度があったから救済的な対応をとったということも、政務の方がそういう発言をいただいたことを報告しているわけですが、それが正しい対応の仕方かということは、それは委員長がおっしゃることも大変もつともなことだと思いますので、いつもそういう性癖があるのかといったら、別にそういう性癖を持っているわけではないということでございまして、いずれにいたしましてもこれらの反省の下に対応していきたいと思います。

【郷原委員長】 もう1点、報告書13ページの今の「行政に落ち度があると感じ」というところの後に、「特段議論なく年金局の案を年金記録回復委員会に提案することを了承した」と書いてあるんですが、今回の運用3号問題について、もう一つの手続上の問題は、年金記録回復委員会に提案するという手続で、本来は立法によって行われるべき事柄が手続上一応クリアされるように考えたところにも問題があるのではないかと我々は思ったんですね。

何らかの正式な法令上の根拠のある委員会ではなくて、まさに大臣の諮問機関的な位置付けの委員会で、確かに議論を公開するという意味ではそういう機能を持っていますが、本来、記録回復委員会です承すれば済む問題だったんだらうか、そこにも問題があるのではないかと
思うんです。そういう手続上の問題点がここではあまり触れられていないような気がするんですが、そこはいかがでしょうか。

【棚橋事務局長】 それは私からお答えしたいと思います。

まず、事実関係として、先ほど御説明いたしましたとおり、この問題は職員アンケートで、年金記録に関して、この際だから日本年金機構が変わるときに、組織機構改正があるときに洗いざらい言ってくださいという趣旨で当時の大臣のイニシアチブで始められたと承知しているんですが、いろいろな問題がたくさん挙がってきて、そのうちの一つですね。あくまでそのうちの一つ、ワン・オブ・ゼムなんですね。

それについては、当時の受皿としては、年金記録回復委員会で議論するというのは、や

はり、ごく自然な流れであったと思います。ただ、今の委員長の御指摘については、先ほど簡単に御説明をいたしました。報告書で御覧いただきますと、例えば、23ページを御覧ください。ここは評価について記述しているパートでございますが、その②のところで「全体的な視点を欠いた判断と拙速な対応」という見出しのところがございます。

今の口頭のところも含めて読み上げさせていただきますと、「いわゆる運用3号の取扱い」は、年金記録問題というカテゴリーですね。「年金記録問題に関する調査過程で露見した問題の一つとして」、そうすると自動的にこの頭の流れが、思考の流れが、まず迅速な救済が大事でしょうと。年金局はそれ以前からそういうことでやってきているわけですので、したがって、「検討の早い段階で運用で解決できるとの判断に帰着した結果、法的措置が必要となる方策を無意識のうちに検討対象から排除し、それがゆえに法的に問題がない範囲、即ち法改正を行わない範囲での対応の考え方に縛られた対応策になってしまったと考えられる」と。

まさにここですべてを言っていますとおり、法的措置が必要となる方策を検討しなければいけないと思えば、当然、今の御指摘のとおり、この年金記録回復委員会はそのような性格の委員会ではございませんので、社会保障審議会の年金部会などで制度論として議論するのは当然であったと思いますが、まさに103万件という不整合記録があるということが分かって、かつ、職員のアンケート調査からもこういう問題があると分かったときに、当時の担当者はこのような思考パターンにあったというふうに事実認定していると御理解いただければと思います。

【高山委員】 感想です。後段の部分、運用3号に関わる経緯とその廃止のところで強調しているのは、年金局に人を得なかった、そのために政務に然るべき提案ができなかったし、政務にも人を得なかった、記録回復委員会もしかるべき機能を果たせなかったということです。システムの問題というよりは、あげて人を得なかった。それが判断ミスにつながったという整理になっているように読み取れます。これは私の勝手な感想です。

ただ、私の記憶によると、最初に年金記録回復委員会に諮ったときに、廣瀬委員はしかるべき発言をしています。最初の段階から「不公平ではないか」ということをおっしゃっていました。それから、運用3号という形を決めた後、現場に説明をした際にも現場からかなりの疑問が寄せられました。それを受け止める力が弱かったということだと思えます。

【棚橋事務局長】 直接のお答えになっているかどうかは分かりませんが、今、御覧い

ただいた報告書の次のページ、24ページをお開きいただきますと、先ほど申しましたのが②の「全体的な視点を欠いた判断と拙速な対応」というところですが、次の③で「多面的な情報分析の不足と現場の意識との乖離^{かいり}」ということを指摘してございます。

それで、先ほど郷原委員長から、なぜ政務の方は行政に落ち度があるというところで簡単にといたしますか、了承したんだろうというお話があったと思いますが、やはり、そもそも、まず年金局における検討の段階で、この問題の本質がどこにあるのかという分析が不十分だったということははっきり指摘できようかと思います。

現に調査会議としては相当時間を掛けたわけですが、半年掛かったわけですが、いろいろなことを過去の歴史を遡って、どういう形で記録管理が行われてきたかということ进行分析してまとめているわけですが、そういうことは、当時、2月17日の会議に至るまでにしていなかったわけですね。これも後講釈ですが、今から思えば、運用3号について、1回の会議で結論がスパーンと出ているわけですね。

③を読ませていただきますと、「実質的に問題が顕在化してから3ヶ月以内に対応策がまとめられているが」というのは、先ほど言いましたとおり、アンケートを21年11月、12月にやっていて、それで翌年22年3月29日の回復委員会及び大臣の了承ということで決まっている。3か月ですね。そこを言っているわけですが、「約103万件の母集団に対してこの時点でのサンプル数は100件に過ぎず、かつ、受給者と被保険者の比率を考慮したものとは言えない。さらに、発生時期の分析もできていない。本件以外にも様々な年金記録問題の解決に向けて迅速な対応が求められていたという事情は理解できるところであるが、年金局において対策を講じる前提として不整合記録の実態や原因について十分な情報を得ていたとは言い難い。3月の方針決定から12月の通知発出時期まで9ヶ月弱経過しているが、上述のような状態にあり実際に準備に費やした期間はそれほど長くはないと史料される」。この上述というのはもっと前のパートの事実認定のところをお読みいただきたいんですが、それでその次なんですが、今の委員の御指摘は、「11月の説明会で現場から寄せられた疑問に対する回答がないまま通知が発出され、年金記録回復委員会の指摘により現場の質問・意見を踏まえた職員向けの説明資料やQ&Aが整備されるのは、通知が発出された後の段階であった。こうした経緯を見れば、9ヶ月間の準備段階において、年金記録回復委員会からも常々要請されていた年金事務所等の現場とのコミュニケーションやこれを踏まえた入念な準備が不足していたと言える。12月14日以前に受け付けた裁定請求書等の処理誤りも発生しており、機構本部の指示が必ずしも現場で消化できるものとなっていなかった証

左となっている」と指摘してございます。

それから、先ほど、岸村委員から御指摘があった市町村のことでございますが、「また、第3号被保険者不整合記録問題の背景等について市町村等に対する説明が行われていないこと、また、市町村の協力を得ながら適用促進を行ってきた現場レベルでの取り組みについて年金局や日本年金機構本部が不十分な認識のまま行政の対応が不十分との判断を示したことから、市町村等の関係者から不信感を抱かれることとなった」と、こういうふうに記述しているところでございます。

【郷原委員長】 私も全く同じような印象を持ったんですね。もし先ほど言ったように、政務のほうで行政に落ち度があった、これはもう受給者に利益のある方向でやるしかないということで簡単に済まされていたら、おそらく、今回こうやって調査会議でいろいろと検討した結果、今説明していただいたような問題も全然明らかにならないまま、反省もしないまま、問題のある行政が続いていたわけですね。ものすごく大きな違いがあるわけです。

しかも、ここに至るまでの道のりが平たんだったかといったら、そうではなくて、最初に我々が年金業務監視委員会で問題にした経緯も、やはり、社労士の年金記録回復委員会の委員のほうからの問題指摘があった。当時の政務官が社労士出身で非常に熱心な方だった。それからいろいろな経緯を経て、国会でも取り上げられたということもあって、そういうことになった。

しかも、さらに、こういう形で調査検証が行われた経緯も、我々がかなり違法か違法ではないかというところにこだわった。その問題を一応棚上げにして、なぜこうなったのかということをしつかり厚労省サイドで調査して、原因を分析していただくということになって、辻副大臣の前任の大塚副大臣が始められたという、ここに至るまでの経緯は、ものすごく長かったと思うんですね。

今後もおそらく年金行政に関していろいろな問題が表面化してくるということは避けられないと思うんですが、やはりその都度、そのようなしっかりとした検証をするというやり方を定着させていかなければいけないのではないかと。たまたま今回はこういうことであったので、今後も必ずそういう形がとられるとは限らないと思うんですね。そういったことをこれからも心掛けていただきたいと思います。

【村岡委員】 これは総務省のほうにお願いなんですが、この件にかかわらず、いろいろなデータベースが別々に作られているという状況ですと、年金だけではなくて、他のと

ころでも似たような問題が、規模の大小は別にしても、起こり得る可能性があると思うんですね。

それで、やはりデータベース間の連携などをとっていく仕組みをこれからどんどん作っていきませんか、それぞれが同じような基本データを持っていたとしても仕方がないですし、そういう意味でシステムが広く連携をとれるような仕組みを作っていかなければいけないのではないかなと思うんですが、そうしますと、非常に評判は悪いんですが、国民総背番号制ですか、言葉は悪いですが、ああいったものを導入するか、しないかという議論も、そういうことも踏まえてやはり一度議論していただく必要があるのではないかなと思うので、その辺りは是非よろしくをお願いします。

【郷原委員長】 よろしいでしょうか。

それでは、辻副大臣におかれましては、政務で御多忙ということで退出されます。

【辻厚生労働副大臣】 ありがとうございます。今後ともよろしくお願いいたします。
失礼いたします。

(辻厚生労働副大臣退席)

【郷原委員長】 続きまして、社会保険事業運営費に係る平成24年度予算について御説明をお願いします。

【塚本事業企画課長】 年金局の事業企画課長、塚本でございます。

説明資料2-1と2-2を御覧いただきたいと思います。10月に概算要求の説明をこの場でもさせていただきましたが、政府予算案が昨年末に固まりましたので、その御報告をさせていただきます。

まず、説明資料2-1を御覧いただきたいと思います。「1 年金記録問題への取組」ということで、年金記録問題関係経費でございます。括弧書きに書いてございます1,113億円、これが前年度予算でございます。24年度予算案につきましては944億円となっております。

また、2の日本年金機構が行う業務運営の運営費の交付金につきましては、前年3,411億円に対して、24年度の予算案では3,375億円となっておりますが、年金記録問題経費の中の908億円は機構への交付金でございますので、その部分は重複計上となっております。さらに裏をおめくりいただきますと、「3 持続可能で安心できる年金制度の運営」についても資料に載せております。

この中で年金記録問題対策の予算について、もう少し細かい資料を資料2-2で用意しておりますので、続いて御覧いただきたいと思います。1から6まで並べてございます

が、まず、「1. 紙台帳とコンピュータ記録の突合せの促進」ということでございます。御承知のように、紙台帳とコンピュータの年金記録の突合せにつきましては、全国の29拠点で突合せ作業を業者に委託して行っているところでございますが、24年度は概算要求のときにも御説明申し上げましたが、年金の受給者について突合せを行うということでございますが、事業仕分けで、この29の拠点ごとに処理効率に差があるということが指摘されてございまして、24年度につきましては処理効率の高い拠点に重点化することによってコスト削減をして、予算の圧縮をするという考え方で、ここに書いてございますように、660億円という予算になってございます。

続きまして、「2. ねんきんネットによる記録の確認」でございしますが、これは27億円から22億円ということですが、これは要求どおりということでございます。減額はシステム基盤の整備が終わったという、いわば事業終了による減ということでございます。

また、「3. 厚生年金基金と国の記録の突合せ」につきましても、実態に合わせたの審査体制の縮小により22億円ということになってございますし、「4. 再裁定等の事務処理」につきましても、若干システム開発経費の落ちにより減がございしますが、43億円ということでございます。

「5. 基礎年金番号の重複の解消」につきましては、これは要求時点では31億という要求でございまして、ここに書いてございますような、基礎年金番号が複数振られている可能性のある方に対する確認調査を1年間で全てやり切ろうという要求でございましたが、これを24年度、25年度の2年間で実施をするということで若干減額査定ということになってございます。

また、最後の「6. その他適用・保険料収納対策の推進等」ということで、上記以外の項目を全部まとめたものでございますが、標準報酬のお知らせ便や記録回答票の調査の終了などによる事業終了によって減額になっているということでございまして、トータルで、先ほど、冒頭に申し上げましたように、944億円の政府予算案ということになってございます。

全体としては減額になってございますが、事業終了に伴うもの、あるいは事業を効率化することによる減額ということでございますので、必要な事業はこの予算で十分実施できるのではないかと考えてございます。

私からの説明は以上でございます。

【郷原委員長】 それでは、ただ今の御説明について御意見、御質問があれば、お願いします。

【片桐委員】 この予算の項目ですと、ちょっとくくりが大きくくりでよく分からない部分がございます。人件費や外注費などをある程度形態的に費目分類をしたもの、ブレイクダウンしていただいたものはおありでしょうか。

【本田財務部長】 年金機構の財務部でございます。今の御指摘の点、例えば資料2-1のほうで記録問題の取組で(1)(2)(3)というような項目ごとの数字が出ているが、この項目の中で人件費であるとか物品費であるとか、そういうのは幾らかということが分からないかという御質問ということでよろしいでしょうか。

【片桐委員】 費目ですね。はい。

【本田財務部長】 現在、政府予算案に基づきましてこのような数字になっておりますが、これから新しい年度に入りまして、実施していく際には、私どもとしても、実施のための予算計画を作成していく中で、そういった人件費が幾ら、物品費が幾らといったようなところも出てまいります。これはまだ政府予算案も昨年末に固まったばかりでございますので、その作業に着手をしたという状況でございますので、まだ現時点ではお示しできるような状況にはなっておりませんが、数字としてはそういうものを作成していくということでございます。

【片桐委員】 では、出来上がりましたら開示していただきたいと思っておりますので、お願いしたいと思います。

それから、資料2-2のところで紙台帳とコンピュータ記録の突合せの促進で、736億円から666億円ということで、処理効率の良い拠点に特化するというような形で削減をされたということですが、そもそも、この突合せの手続というのは最初からずっとやられているわけですが、ある程度カテゴライズして、間違いがありそうなカテゴリーにフォーカスしてやっていくような方針というのは、現在あるのでしょうか。

【伊原記録問題対策部長】 今お話しになっているのは、例えば、国民全員の記録の中でこういう記録が間違いが多いから、そこだけやるべきではないかというお話だと思うんですが、基本的には4年間で全件照合という枠組みの中で、作業を進めております。我々としては、まず受給者に関しては来年度できるだけ頑張って実施していこうということになっております。

今のところ、去年のサンプル調査でも公表させていただきましたが、受給者に関しましては、厚生年金、国民年金のいずれをとっても不一致の部分が結構ありまして、何か特段、ここだけ取り出してやりましようとかいうことではないと、このように考えております。

【郷原委員長】 よろしいですか。資料２－２の「６．その他適用・保険料収納対策の推進等」のところに、「将来にわたって年金記録問題を発生させないため、厚生年金の未適用事業所対策や保険料徴収対策を着実に進めるとともに、国民年金の適用・収納対策への効果的な取組み等を実施する」と書いてあるんですが、年金記録問題の発生と、未適用事業所対策とか適用・収納対策とは直接結び付かないのではないですか。

【塚本事業企画課長】 申し訳ございません。将来にわたって発生させないためというのは、言わば枕言葉のようなものなんですが、実態を申し上げますと、一つは年金記録問題の発生によって、その処理のために機構の職員がそちらに手をとられて、適用・徴収対策が十分にできないという状況を、何とか、適用・徴収の強化の経費を付けて、適用・徴収をしっかりやらせていくという、そういうものがこの部分ということでございます。直接的に記録問題そのものを適用・徴収対策でということかどうかは別として、きちんとした納付の記録が残っていれば本来記録問題は起きないという、間接的かもしれませんが、全く関係ないというものでもないと思います。もう一度元に戻りまして、ここで書いてございますのは、実態として記録問題に人がとられて、本来業務である適用・徴収まで手が回らないという状況を打開するための予算ということでございます。

【郷原委員長】 そういう関係の予算が減っているということは悪いことではないと思うんですが、それでも、そういった保険料収納対策の推進でこれだけのお金が使われるということであれば、どれだけの効果があるのかということが問題になるんだろうと思うんですね。

適用・収納対策に効果が生じる部分と予算を使う部分とがバランスがとれているかどうかなど、いろいろなことが気になるんですが、先ほども指摘があったように、この程度の漠とした金額では何がどうなのかよく分からないんですが、また別の機会でもいいんですが、適用・収納対策のためにお金を掛けるというのは、一体、どういったところにお金を掛けるという意味なのかを一度説明していただければと思います。

【塚本事業企画課長】 はい、分かりました。

【村岡委員】 あわせて、ねんきんネットに年金記録を見に来ていらっしゃるアクセス数は、大体どれぐらいあるのか、また別の機会にでも教えていただけますか。

【伊原記録問題対策部長】 分かりました。大体で申し上げますと、今、ＩＤ登録者数は55～56万人です。それから、ねんきんネットで記録を実際に確認されている方が110万から120万ぐらいです。

【村岡委員】 それは110万人ですか。

【伊原記録問題対策部長】 110万件ですね。だから、55～56万人の方が登録されていて、平均的に言えば、大体、1人が2回確認されている。

【岸村委員】 この中の予算に入っていないと思うんですが、先ほど来の説明の中でも、地方自治体の立場からいえば、市町村との連携の部分をないがしろにしてきた部分も、問題の背景にあるのではないかと思います。つまり、こういう仕組みの中にお金を投入するのも重要なんですが、やはり、年金制度を信頼していただくように維持していくためには、それに携わる関係者の質の維持・向上といいますか、その部分にきちんと予算を組んでいかないと難しい面もあると思います。特に、市町村は一貫してこの事務費に関しては、交付金が足りません。足りないということは何を意味するかというと、持ち出す余力があるところは市町村がその部分の費用を捻出すればいいんですが、ないところはその仕事を省かざるを得ない。

省くと、今どんなことをやっているかということ、地方自治体などでは窓口が一つで、いわゆる住民異動の窓口から国保、年金まで1人の方が、一見すると、一つのサービスが一つの窓口で済むというワンストップサービスという、サービスの向上かのように捉えられるんですが、裏返すと、専門性がどんどん薄れて、そういう意味では、せっかくこういった制度を維持するためのお金を投入しても、現場の窓口の質がやせ細っていったら、また新たな問題の種になりかねないという意味で、市町村に関連する予算というんですか、この中に入っているかどうか分かりませんが、この動向といいますか、今年と来年と比べるとどうなのかということをお教えいただきたいんですが。

【中村事業管理課長】 市町村のほうにお願いしていました法定受託事務、それから協力連携の関係に関する交付金、いずれも交付金という形でお支払をさせていただいているところでございますが、数字だけ申し上げますと、23年度予算が284億円に対して、来年度予算では287億円ということで、若干ではございますが、増額ということになっているところでございます。

【岸村委員】 3億円増えたというのはどんな理由になっているんでしょうか。

【中村事業管理課長】 いろいろな増要因、減要因ございますが、大きな項目として申し上げますと、今後、市町村から年金事務所のほうにいただく様々な届出書の磁気媒体化をお願いしたいというようなことで進めて、今、調整も進めておりますが、それに伴う諸費用等で増要因ということになってございます。一方で、1号被保険者そのものが減少して

いるという傾向があるものですから、対象者1人当たりということで計算している部分については、マイナスの要因ということになっているところがございます。

【岸村委員】 分かりました。ありがとうございます。

ただ、現場にはやはり、こういう記録に1,000億円近いお金を掛けるのであれば、もう少し末端のところに少しでも増やしていただければ、もっといい年金行政ができるのという思いがあるということは是非承知をしておいていただきたいと思います。

【吉山委員】 資料2-2から二つ質問させていただきます。

まず「3. 厚生年金基金と国の記録の突合せ」なんですが、46億円から半分以下になっています。厚生年金基金の記録が違っているという話が出て、ここで説明を受けたのは昨秋頃ではなかったかと思うのですが、ここで予算が、かなりがくっと下がっているということは、今年度中にかなり解決する見込み、めどが立っているのかどうか一つ。

それと、「5. 基礎年金番号の重複の解消」、これを24年度、25年度の2年間で集中して行うということですが、基礎年金番号は、既に平成9年に出来上がっているのに、今年15年目ですか、まだ重複している基礎年金番号がたくさんあるという受け取り方をしてよろしいのでしょうか。

【伊原記録問題対策部長】 年金機構のほうから御説明させていただきたいと思います。

まず、厚年基金と国の記録の突合せに関しては、これは両者の間で不一致となるケースがあるということは、記録問題が世の中で大きく取り上げられたときから議論になっております。この作業自体は平成21年度から既に実施しておりますが、特に23年度は拠点を設けて集中的に処理をしようということで、体制を拡充したために金額的に大きくなっております。来年度も引き続き続けていくということですので、まだこの基金の突合せが、先が完全に見えてもう終わりだというような状況では残念ながら思っております。紙台帳とコンピュータ記録の突合せと並行して、25年度を目指して処理をしていくということではないかと思っております。

それから、重複付番の話に関しましては、今、担当者がいないため代わって御説明いたしますが、基礎年金ができたのは平成9年ですが、現在でも、転職して、事業主に基礎年金番号を告知しなければいけないところを、それがきちんと励行されずに重複付番が発生するケースというのがあります。したがって、毎年発生しておりますので、これを解消していくというのが現在でも課題になっているところです。

【薄井副理事長】 後段のほうですが、基礎年金番号を導入した後、いわゆる新規に重

複付番を発生させないために、入りの段階でまずチェックする。それからもう一つは、氏名、性別、生年月日、住所、この四つが合う人をいわゆる疑重複、重複が疑われるケースということで突合して、お知らせをするということはずっとやってきていまして、ある意味で、先ほど出ましたけれども、モグラをたたくような感じではありますが、それで1回は減ると。

ただし、やはり新しく出てくるケースなどもあって、それから、例えば、住所が、こちらにお届けいただいているものと住民票の住所が違う方とか、そういう方などがいらっしゃるので、100%までいかないにしても、そこをどのようにして重複防止につなげていくかということを整理して重点的に取り組んでいく、こういうことでございます。

【吉山委員】 ありがとうございます。ということは、基礎年金番号、例えば、社会保険に入ったときに取得届を出すと思うんですが、そこで基礎年金番号が不明の方でしたら、いきなり付番せずに、何らかの調査をした上で、入り口でシャットアウトしていくというやり方をしていらっしゃるわけですね。

【伊原記録問題対策部長】 今は、基礎年金番号を付番する事務所もあれば、保留する事務所もあります。というのは、どうしても早急に健康保険の保険証が必要だということで、どうしても対応しなければいけないということで、付番を行うケースがあります。ただ、重複付番の新規発生を極力防止するため、来年度からですが、仮付番という形でさせていただいて、その仮付番をきちんと管理することで、本来の基礎年金番号は付番しない、こういう運用を実行していくことを検討しています。

【吉山委員】 はい、分かりました。

【郷原委員長】 それでは、よろしいでしょうか。それでは、本日の委員会はこれで終了いたします。ありがとうございました。